

補助金調書

補助金名	文化財事業費補助金（公開事業）				担当課 （連絡先）	経済観光文化局文化財活用部文化財活用課(TEL711-4862)
交 付 先	■ 団体	無形・無形民俗文化財			区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行うのは無形民俗文化財あるいは無形文化財の保存会及び保持者であり、事業を行っている個人・団体が限定されるため。					
補助開始年度	昭和42	年度	経過年数	59	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	[目的] 市内に所在する県・市指定の無形・無形民俗文化財の保存と継承を図ることを目的とする。 [補助対象事業] 市内に所在する県・市指定の無形・無形民俗文化財の保存会及び保持者が、毎年定まった期日に行っている、広く市民に公開する事業にかかる費用の一部を補助するものである。					
補助金の終期	令和11	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	【継続に関する検証-補助金ガイドラインより】 ①すでに制度開始時の目的が達成されていないか 本補助金の目的は、福岡市内に所在する指定無形文化財・無形民俗文化財の公開事業に補助を行うことにより、これらの文化財の保存と次世代への継承を図ることである。そもそも無形文化財は「わざ」を公開することが保存と継承につながるものであり、無形民俗文化財も文化財そのものに公開の要素が含まれている。したがって、これらの文化財の保存会および保持者が行う公開事業が、適切な時期に、継続的に行われることが、文化財の保存と次世代への継承に直結する。 ②社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか 本補助金がかかる経費の補助を行う指定無形文化財・無形民俗文化財の公開事業は、これらの文化財の保存及び継承に直結するものであり、「国民的財産」である文化財を次世代に適切に伝えていくために必要かつ、公益性の高い事業である（文化財保護法第4条）。 ③今後も補助による効果が十分に期待できるか 補助対象である公開事業は、無形文化財のわざの保存と継承に必要な不可欠なものであり、無形民俗文化財の本質そのものであるため、保持者または保存会が永続的に行わなければ、これらの文化財を次世代に継承することはできない。したがって、今後も本補助によって、これらの文化財の保持者や保存会が、適切な時期に継続的に公開事業を実施することが期待できる。 ④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか 当該補助事業を行うのは、指定無形文化財の保持者及び指定無形民俗文化財の保存会であるため、事業を行うことのできる団体は限定されている。 ⑤補助金ではなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか 地方公共団体は「周到の注意をもって」、「国民的財産」である文化財の保存および活用が適切に行われるようつとめなければならない（文化財保護法第3条）。したがって、保持者および保存会が、適切な時期に継続的に公開事業を実施することを、本補助金をもって支援することが適当であると考えられる。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	□ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 文化財の公開事業について必要な経費（賃金・報償費・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料・備品購入費・委託費・修繕料）とする。 【補助金額の算定方法・考え方】 補助額は80千円以内。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	21 件	22 件	14 件		
	2,160 千円	1,738 千円	1664 千円	1084 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	無形文化財「玄清法流盲僧琵琶」ほか20団体による指定文化財の公開事業を実施した。					
補助金交付 による効果	公開事業を通じた文化財の保存・継承に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。